

【お知らせ】練馬駐屯地周辺でのドローン飛行について

- 1 小型無人機等飛行禁止法により、練馬駐屯地及びその周囲300mの地域（地図上の青線内側のエリア）上空は、2項に示す通報又は許可なく、ドローン等を飛行させることはできません。
- 2 練馬駐屯地及びその周囲300mの地域上空でドローン等を飛行させる場合
 - ① 土地の所有者等が当該土地の上空のみでドローン等を飛行させる場合、飛行の48時間前までに練馬駐屯地司令宛に通報書を提出するとともに、所轄警察署（環状8号線北側は光が丘警察署、南側は練馬警察署）に通報することにより、飛行させることができます。
 - ② ①に該当しない場合、ドローン等飛行の10日前（土日祭日を除く）までに、練馬駐屯地司令宛に申請書を提出し、許可を受ける必要があります。
- 3 ドローン等を飛行させようとする場合、まずは練馬駐屯地司令業務室（03-3933-1161〈内線2296〉）へお問い合わせください。

